

重要事項説明

小売電気事業者

名 称：株式会社グローバルエンジニアリング 登録番号：A0149
代表者：代表取締役社長 高橋 宏忠
住 所：〒813-0011 福岡県福岡市東区香椎 1-1-1 ニシコーリビング香椎 2F
連絡先：福岡本社 092-692-7547 受付時間 平日 9:00～18:00
HP アドレス：<http://www.g-eng.co.jp/>
<https://www.yokaene.com/>

1. 申込み方法

弊社ホームページもしくは手続き開始依頼書をもってお申込みいただきます

2. ご使用開始予定日

・他社から切替の場合：

- ① スマートメーターが設置されていない場合は、お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して 8 営業日に 2 暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日となります。
- ② スマートメーターが設置されている場合は、お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して 1 営業日に 2 暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日となります。

・新たに電気をご利用開始される場合

原則として、ご利用開始の希望日のご使用開始予定日となります

3. スマートメーターの交換、その他工事費用

① スマートメーター

- ・スマートメーターが設置されていないお客さまは、スマートメーターへの交換が必要です。
- ・スマートメーターとは、電気のご使用量を自動的に検針したり、30 分毎のご使用量を計測することができる電力メーター（計量器）です。

② スマートメーター設置工事と費用、停電

- ・スマートメーターは所轄の一般送配電事業者もしくは工事を請け負った工事会社が設置し、工事日については事前に工事会社よりお客さま宛に連絡がされます。
- ・スマートメーターへの交換は無料です。停電工事となる事がありますが、停電工事になる場合は、事前に工事会社から連絡があります。その場合、停電時間は 5～10 分程になります。

③ その他工事費用

- ・お客さまのご希望で発生する工事については、所轄の一般送配電事業者の託送供給等約款に記載されている内容に基づき、工事費用をご負担いただくことがございます。

4. 契約電流、契約容量、契約電力

契約電流は契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値と致します。当社では、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかで、お客さまの申し出によって定めます。

契約容量は契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいい、お客様の申し出によって定めます。なお、実量制のご契約による場合は 1 年間の最大使用容量を元に定めます。

契約電力はお客さまが使用できる最大電力（キロワット）をいい、お客様の申し出によって定めます。なお、実量制のご契約による場合は 1 年間の最大使用電力を元に定めます。

5. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、所轄の一般送配電事業者の定めによりますが、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト、または、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツと致します。

6. 検針日、使用電力量の計量方法および料金の算定方法

① 検針日、計量方法

- ・検針日は所轄の一般送配電事業者の定めによります。
- ・使用電力量の計量は、1 月毎に所轄の一般送配電事業者が計量器によって計量した値とします。

② 料金の算定方法

- ・基本料金は原則 1 月として計算しますが、契約容量の変更、電気の使用開始、需給契約の解約などの理由により、該当する月の日数を割った場合、日割計算とします。
- ・電力量料金については、料金の算定期間の使用電力量により算定します。
- ・その他、料金の算定方法の詳細は弊社の電気供給約款の定めによります。

7. 料金その他の支払方法

料金については、当社が指定する下記の方法により支払っていただきます。

- ① お客さまの指定する口座から当社の口座へ電気料金を振り替える方法
- ② 当社の指定する当社の口座に振込みをする方法
- ③ お客さまご指定のクレジットカード決済による方法

なお、料金の支払い日は、①による場合は当社が指定した日とし、お客様の口座から引き落とされた日に当社に支払いがなされたものとします。②による場合については当社が指定した日までに当社が指定した当社の口座に振り込みする方法でお支払いいただき、当社の口座に払い込まれた日に当社に支払いがなされたものとします。③による場合については、お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立て替えさせる方法によりお支払いいただきます。料金支払い日は、クレジット会社より当社に払い込まれた時に当社に払い込みがなされたものとしたします。

8. 契約期間

契約期間は使用開始日から1年間とし、契約期間満了日の1ヶ月前に先立って本契約の終了の申し出が無い場合は同一条件で更新されたものとします。

9. 契約の変更または解約

① 契約の変更

お客さまが本契約の内容について変更を希望される場合、速やかに当社に変更の申込みをしていただきます。

② 契約の解約

- ・本契約の解約を希望する場合は書面により当社に通知をお願いします。
- ・本契約の解約希望日が、新たに契約電力等を設定した日または契約電力等を増加した日から本契約の解約日までの期間が1年未満の場合、料金や工事費等の精算が必要となる場合があります。

③ 弊社からの解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合に、弊社は、そのお客さまの需給契約を解約することがございます。なお、この場合には、原則としてその旨をお客さまにお知らせいたします。

- ・お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・お客さまが電気供給約款の定めにより支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ・その他、弊社の電気供給約款に基づき弊社が必要と判断した場合

④ 最終保証供給、特定小売供給のお申込み

弊社との需給契約の解約に伴い、結果的にお客さまが他の供給者から電気の供給を受けられない場合、所轄の一般送配電事業者による電気の供給が停止される場合がありますので、お客さまは所轄の一般送配電事業者に対し最終保証供給・特定小売供給を申し込む必要がございます。

10. 保安上必要な場合等の電気の供給の停止

お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、当社はそのお客さまについて電気の供給の停止を当該電力会社に依頼することがあります。

- ① お客さまの責めに帰すべき理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ② お客さまが需要場所内の当該電力会社の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して当該電力会社に重大な損害を与えた場合
- ③ 当該電力会社以外の者が需要場所における当該電力会社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- ④ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ⑤ 小売供給約款 第12条（お客さまの協力）(3)に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
- ⑥ 小売供給約款 第12条（お客さまの協力）(5)によって必要となる措置を講じない場合
- ⑦ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
- ⑧ お客さまが動力電力を利用されている場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合
- ⑨ その他お客さまが小売供給約款に反した場合

11. 電気料金等の支払いが無い場合の電気の供給の停止

お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、当社は、電気の供給を停止することがあります。なお、この場合、供給停止の5日前までに予告いたします。

- ① お客さまが電気料金を支払期日から1か月を経過してもなお支払わない場合
- ② 小売約款によって支払いを要することとなる電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約に基づき生ずる一切の金銭債務をいいます。）を支払わない場合

12. 託送供給約款に定められた需要家の責任に関する事項の遵守

お客さまが弊社へお申込みいただくにあたり、所轄の一般送配電事業者の託送供給等約款に定められた以下の需要家の責任に関する事項を遵守していただくことを事前に承諾していただく必要がございます。

- ・電力供給を行うにあたり、必要な工事を行うために所轄の一般送配電事業者などの関連業者が需要家の敷地内などに立ち入る場合、その立ち入り許可の承諾などの協力をしていただきます。
- ・所轄の一般送配電事業者の給電指令に従っていただきます。
- ・お客さままたは所轄の一般送配電事業者の設備に係わる保安上の危険がある場合に電気の供給を停止することがございます。
- ・その他、託送供給等約款に定める保安等に対する需要者のご協力および調査へご協力いただきます。

13. 弊社の電気供給約款の変更および説明方法に関する事前のご承諾

お客さまが弊社へ需給契約をお申込みいただくにあたり、弊社の電気供給約款の内容を事前にご承諾いただきます。

また、弊社は必要に応じて電気供給約款を変更することがあります。この場合の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。

また、変更後の電気供給約款は、弊社の掲示する方法または弊社が判断する適切な方法によりお知らせいたします。

なお、ご希望のお客さまには、書面による配布もいたしますので、弊社までご連絡をお願いいたします。

14. ご契約のクーリング・オフ

「特定商取引に関する法律」における「訪問販売」または「電話勧誘販売」により本契約を締結した場合、契約締結後にご送付する書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、クーリング・オフが可能です。この場合、書面にてご連絡ください。

15. 個人情報の取り扱い

お客さまから取得する個人情報は弊社にとって重要な情報であり、その個人情報を確実に保護することは、弊社の重要な社会的責務と認識しております。

16. お客さま情報の共同利用

お客さまへ電力供給するためのお手続きにあたり、弊社はお客さまの情報を関係事業者と協同利用する場合がございます。

協同利用の目的、範囲等の取り扱いについては次のとおりです。

- ① 〔協同して利用する（※1）お客さま情報〕
 - ・ 基本情報（氏名、住所、電話番号、小売供給契約もしくは電気供給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の契約番号
 - ・ 供給（受電）地点に関する情報（託送供給契約又は発電量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）を締結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約移動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法）
- ② 〔協同利用する者の範囲〕
 - ・ 小売電気事業者（※2）、一般電気事業者（※3）、電力広域的運営推進機関〔利用する者の利用目的〕
 - ・ 託送供給等契約の締結、変更又は解約のため
 - ・ 小売供給等契約の廃止取次（※4）のため
 - ・ 供給（受電）地点に関する情報の確認のため
 - ・ 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般電気事業者の業務遂行のため〔上記お客さま情報の管理責任者〕
 - ・ お客さま基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者又は一般電気事業者
 - ・ 供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般電気事業者

※1 弊社は、協同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を協同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者及び一般電気事業者との間でお客さまの個人情報を協同利用するものではありません。

※2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録夜斐事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページに掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。

※3 一般電気事業者とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※4 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。